# 議案第6号 多古町魅力発信交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例の制定に対し討論

議案第2号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 の制定に対し討論

反対討論はありませんでした



宇井 伸征 議員

条例改正の前に、まずは多古町魅力発信交流館を取り巻く環境に ついて、透明性のある情報開示を

- ○当該施設においては、すでに多古町観光まちづくり機構(以下、「機構」という) が実質的に管理運営を代行している事実があること
- ○実質的な管理運営代行者である機構にはすでに令和5年度において観光まちづ くり事業委託料1,600万円及び運営補助金として1,600万円等、合計3,200万円 以上の年間予算を計上していること
- ○多古町魅力発信交流館という1つの施設に、実質的な管理運営代行者が2者(事 業委託者及び指定管理者)も存在することとなる必要性が理解できずに、また その理由について充分な説明をいただいていないこと
- ○管理運営を委託している機構には、町の元課長職出身の事務局員が在籍してお り、町業務との連携をとること、またその業務量の均衡を図ることは可能であ ると、各種の事例からも判断できること

などの理由から、現段階で新たに指定管理者を選定することはできないと、総合 的に判断いたしました。

副町長からの補足説明で現在、多古町魅力発信交流館の管理業務を担っている(一社)多古町観光まちづくり機構 との委託契約期間は、令和6年3月31日までであり、本条例改正の施行期日は、令和6年4月1日からです。今回 の条例改正は、公の施設である多古町魅力発信交流館の管理運営を業務委託から指定管理者制度に移行するもので す。現在の業務委託は、令和6年3月31日に契約が満了となるため、4月1日からの指定管理者については、公 募により選定することから二重の管理には当たりません。



佐藤 幸三 議員

### 利便性向上のために

6号議案に賛成の立場から申しあげます。

指定管理者制度とは、公の施設の運営管理を民間事業者等に指定して、民間の ノウハウを活用しつつ、サービスの向上や経費の削減を図ることを目的とした制 度とされています。

現在、多古町魅力発信交流館の維持管理は、町による直接管理となっており、 施設利用申請受理手続きは平日のみ可能ですが施設利用者が増加してきている現 状から、新たに指定管理者を設けることにより、管理者の判断で申請後即時受理 が可能になります。事務手続きの煩雑さの解消を図るための条例改正でもあり、 利用者にとっても利便性が向上するものであります。

その他に民間の持つ柔軟な発想力や、職員(公務員)にはない知見・知識など でさらに交流館を充実させることが可能であると思えます。

決定した事業者と町がしっかりと連携していくことで、交流館のさらなる活性 化が望めるものだと考えます。早急に指定管理者制度を導入すべきであるという 思いを、私の賛成討論といたします。





飯田良一議員

## 寄り添う判断に期待

急激な物価高騰に対し国民に寄り添う意味で、特別職に対する条例の上程を見 送る判断をしたり、政府においては、大臣クラスに至るまで、増額分においては 寄附するなどの方向で、国民に寄り添う英断がなされております。町長において も、政治家としてこうした方々に見習い、町民に寄り添う英断をなされることを ご期待申し上げます。



土井 秀敏 議員

### よりよい町づくりのためにも

今、議論にあがっている特別職の職員は、町長一人にあらず、副町長、教育長 も含まれます。そして皆さんは、常勤の特別職です。給与は生活給と言ってよい と思います。特別職の職務は多岐にわたり、休日も行事に参加したり、より良い 町づくりのために重責を担う、まさに激務と言ってよいでしょう。現在の多古町 は、圏央道の開通や、成田空港の更なる機能強化、建設残土埋め立て等、極めて 困難な問題が山積しており、これからも特別職の皆様には、問題解決にあたり、 なお一層職務にまい進していただきたいと思います。今回の特別職給与改定は、 期末手当に関し、0.1カ月分追加するもので、町長で9万275円、副町長で7万4,060 円、教育長で6万4,975円を支給するということです。特別職の皆様には、さらに 職務に励んでいただく事を思い、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一 部を改正する条例の制定について賛成を致します。



佐藤 幸三 議員

### 給与の格差を縮めるために

本来

「A町の仕事」なのですが、

「 A 町 が

んなの体育館」

の管理に

「A町の仕事」

となり

れを民間にしてもらおうというのが

指定管理者制度」です

A町が持っ

用を許可す

可する「権限」

を民間に 体育館」

んなの

の

ことになります

「権限を委任」というところがポ

2号議案に賛成の立場から申し上げます。

本案件は民間企業給与と公務員給与の格差を少なくなるように給与改正するよ うにと、国からの人事院勧告に基づくものであり、これに従ったとしても決して 町財政を圧迫するような上げ幅ではありません。

一般職であろうが、特別職であろうが、日常生活における経済負担は同じと考 えるべき。千葉県も本条例を勧告どおり可決しました。

本町は空港の機能強化、そして圏央道の開通を間近に控え、拠点整備事業、国 際物流ビジネスパークの誘致、圏央道インター周辺への企業誘致等々今やらなく てはならない事がたくさんあります。

まだまだ職員の皆さん、特別職の皆さんには一丸となってお骨折り願わなけれ ばなりません。

職務に対し士気を上げるためにも本議案に賛成していただきたいと議員諸氏に お願いして私の意見とします。



安心感が損なわれ、施設管理しまうと施設の持続性と信用●指定管理者が短期間で撤退し ●施設の運営経費が十分に確保され ノウハウ! 安心感がしまうと! ます。 ビスの低下や地域の雇用に影ない場合、利用者に対する ウが 場合、 蓄積 さ に 理 用 な のと

響を与えることも懸念されます

ij

(指定管理者制度のデメ

れます 理経費 広報サ 施設管理業務の効率化、 が可能となります (入館者増のために行える対 多くなり 事業コスト ビス業務の ます) 強化が図 合理 ħ

ます。 対するサ 単年度会計の原則. 施設管理に、 数年にまたが ウを活用することで、 ビス向上が期待で 民間事業者等の った事業やサ 縛られず、 利用者に 複 き

、指定管理者制度のメリ

ÿ

指定管理制度の 条例制定と 指定

管理者である民間事業者が行えるこ も議会の議決が必要となります。 ともに指定**管理者の指定**にあたっ べき業務をこの制度によって、 とになります になりますが という本来、 「公の施設 行政がする  $\sigma$ 

ので、 利用できるように体育館を管理する の条例となり、「ル 体育館は「公の施設」となります。「公 んなで使うには A 町 み その A 管理は本来 また、 「A町みんなの体育館」 んなの施設」 というの 町 みんなの体育館をみ なの たとします 「 A 町 例をご説 というのがA町 体育館」 言いかえると 」に基づいて、 この がするべ が必要で 体育 な  $\bar{\sigma}$ 

理に関する権限を指定管理者に委任 指定管理者制度っ して行わせることができる制度 指定管理者制度は、 てなあに? 公の施設の管 のこ